

災害発生時における緊急応急工事の実施に向けた実施要領（試行）

次のとおり、実施要領（試行）を公示します。

令和5年5月30日

分任支出負担行為担当官

九州農政局玉名横島海岸保全事業所長

第1 趣 旨

直轄海岸保全施設整備事業「玉名横島地区」により計画及び実施した施設（以下、「海岸保全施設」という。）を対象とし、その海岸保全施設について、九州農政局玉名横島海岸保全事業所非常事態処理規程に基づく災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）が被災または被災する恐れがあると判断した場合に、被害の拡大または発生を防止するため、緊急的な応急工事（以下、「緊急応急工事」という。）を迅速に行い、被害の拡大または発生を防止することが重要である。

このため、緊急応急工事について、会計法第29条の3第4項で規定する「緊急の必要により競争に付すことができない場合」に基づく随意契約として、透明性と公平性を確保しながら迅速に実施できるよう、予め契約候補者の選定方法、発注体制等を整えておくこととする。

なお、施工中の施設については契約の変更で対応することとする。また、海岸保全施設のうち、管理を委託した海岸保全施設等は、その管理者に判断をゆだねることを基本として、当事業所としても関係機関と連携して管理者を支援していくこととする。

第2 適用範囲

緊急応急工事は、災害対策本部において、海岸保全施設が地震その他の異常な天然現象または突発的な事故により災害が発生または発生する恐れがあると判断した場合（以下、「災害時」という。）に実施手続きに入るものとし、緊急応急工事は、所長契約の範囲とする。

なお、緊急応急工事は、被災の拡大または被害が発生する恐れがある場合など緊急性の高いものに限定して実施するものであり、その整備内容は、次年度の通常の工事または災害復旧事業や直轄災害復旧事業等の着手まで耐えうる範囲を基本とする。

第3 緊急応急工事の対応業者の特定

緊急応急工事の実施に当たっては、「災害発生時における緊急応急工事の契約手続きフロー図」（別紙1：以下「契約手続きフロー図」という。）に基づき、迅速に対応できる業者を特定する。

（1）基本情報一覧表

九州農政局農村振興部から「一般(指名)競争参加者資格者名簿」及び施工実績(業者等級区分は、土木一式工事でB等級以上の認定者)の情報を受け、当事業所において、想定される緊急応急工事に対応した工種(干拓工事、海岸工事、土工事、法面工事、排水機場工事、排水樋門工事、アスファルト舗装工事等)の実績を記載した「基本情報一覧表」を事前に作成しておくこととする。

(2) 緊急応急工事を依頼する業者の選定

緊急応急工事は、「緊急応急工事対応依頼業者選定フロー図」(別紙2)に基づき行うこととし、緊急応急工事対応依頼業者(以下「依頼業者」という。)は、事業所の発注工事の施工が行われている場合は、当該受注者に加えて、「基本情報一覧表」を基に、玉名市、玉名郡及び荒尾市内に本店を有する者を含めて、資格点数が高い者から10者を選定する。

また、依頼業者の等級区分は、施工管理能力や組織規模及び施工実績等を勘案してB等級以上を基本とし、工事の規模や工難易度等から等級区分が必要な場合は等級を設定することがある。

(3) 緊急応急工事に関する対応可否の確認

(2)により選定した依頼業者に「緊急応急工事対応依頼調書」(別紙3)(以下「依頼調書」という。)により被害の概要及び工事の内容を示し、対応の可否等に関する回答を依頼する。(メール、FAX等による)

(4) 緊急応急工事に関する対応可否の回答

依頼業者は、依頼調書により、対応の可否、可能な場合は、着工可能日時、派遣可能人員、主要資材の量及び主要機材の量等を記載し事務所へ回答する。(メール、FAX等による)

(5) 緊急応急工事対応業者の特定

1) 確認調書により回答があった依頼業者のうち、対応可能とする者の中から、「緊急応急工事対応業者特定基準」(別紙4)(以下「特定基準」という。)により評価を行い、依頼業者の順位を特定する。

なお、評価点数の同位者が複数いる場合は、以下の優先事項の順で特定する。

ア) 着工可能日が最も早い者。

イ) 「有資格者」の資格点数の高い者。

2) 特定した依頼業者の順位に従って、工事の仕様(依頼調書の工事概要と同一内容)を提示し見積を依頼する。

3) ただし、施設機械が被災した場合は、その特殊性等を検討し、機器の製造メーカー等を「契約手続きフロー図」によらず依頼業者として特定することができるものとする。

第4 緊急応急工事の契約手続

契約手続に係る事業所の競争参加資格者選定委員会（以下、「競争参加資格者選定委員会」という。）は、次の段階で開催するものとし、持ち回り決裁も可能とする。

- (1) 依頼業者の選定時
- (2) 緊急応急工事対応業者の特定時

第5 緊急応急工事に係る事務局

事務局は、工事課が行うこととし、災害対策本部と連携して速やかな対応に努める。

第6 本対応に関する関係者への周知

緊急応急工事の的確な実施のために、本対応の概要を事務所のウェブサイト等に掲載して関係者への周知を図ることとする。

第7 平時の備え

依頼業者の連絡先等を適宜更新するとともに、用地交渉、渉外協議及び工事等の事業所の役割分担を整備するものとする。

第8 その他

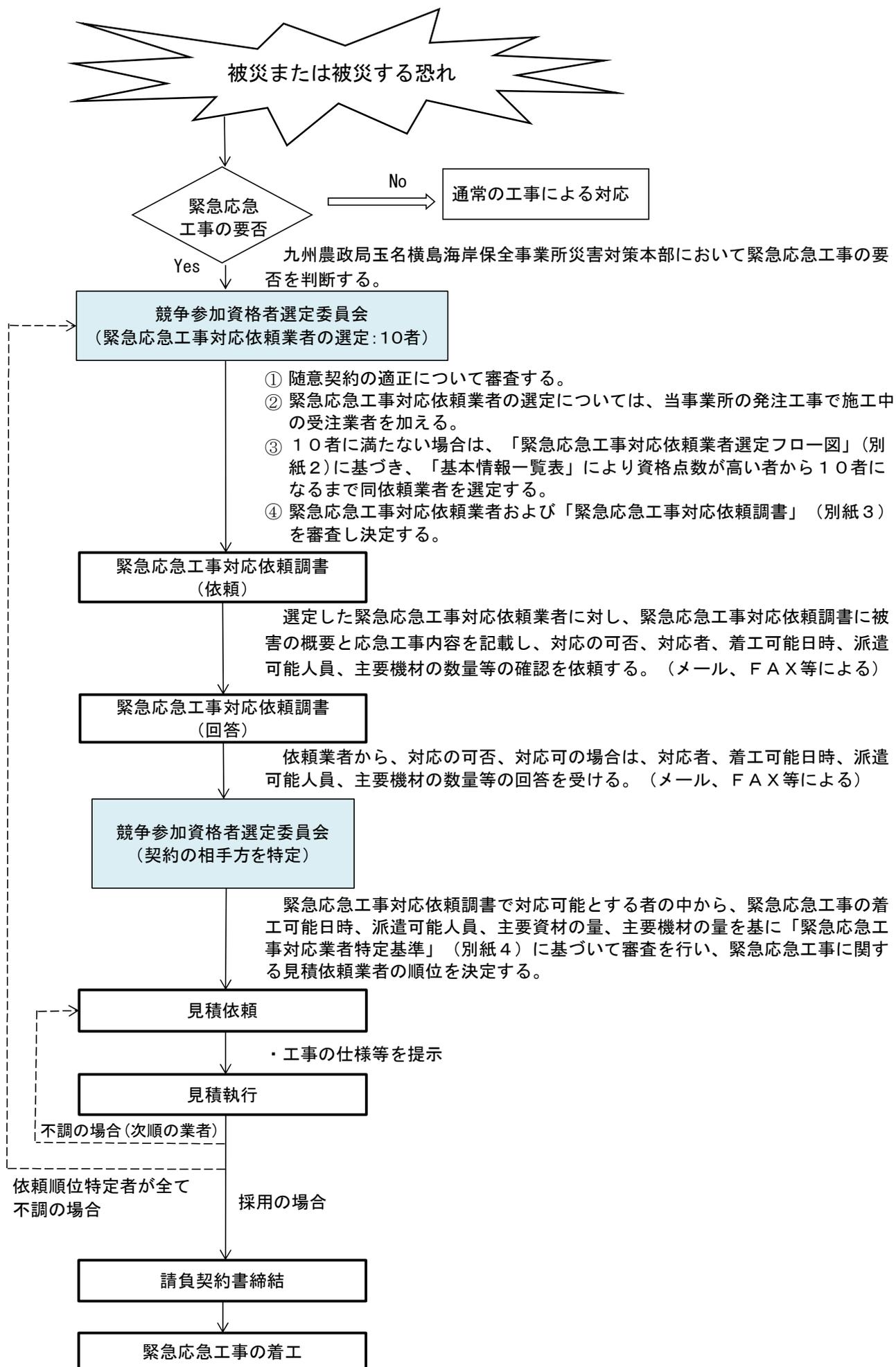
本要領に定めのない事項は、工事課を窓口として処理に当たるものとする。

第9 附 則

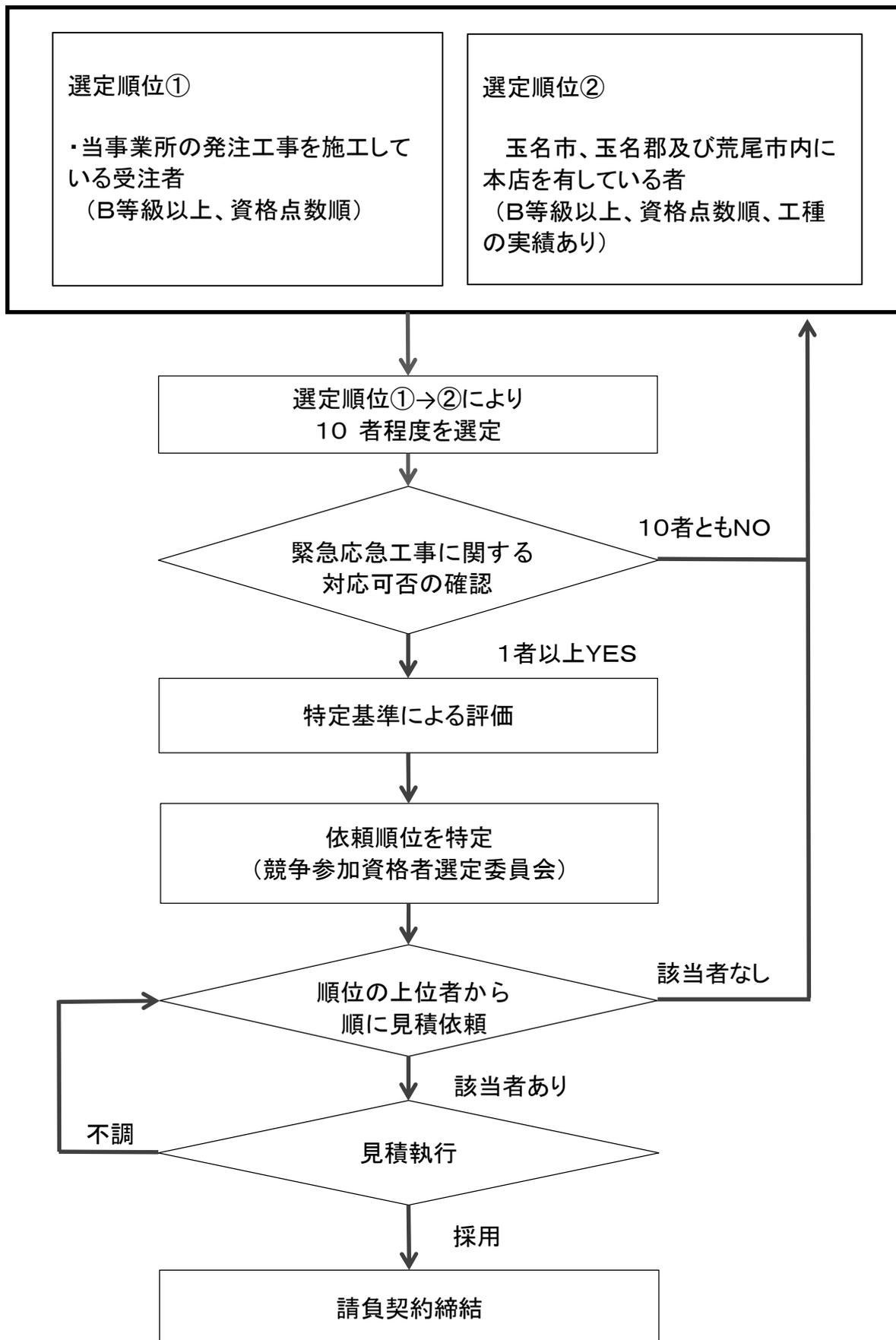
本要領は、平成29年6月16日から運用する。

本要領は、令和5年5月30日から運用する。

災害発生時における緊急応急工事の契約手続きフロー図



緊急応急工事対応依頼業者 選定フロー図



(注)青は当事業所が記載し、赤は依頼業者が記入

<記載例>

緊急応急工事対応依頼調書

回答期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時
------	-----------------

被害の概要		応急工事内容	
日時	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時 〇〇分	現場着工指示日時 (予定)	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時
場所	〇〇県〇〇市 〇〇地先	想定工期	60日間
被災状況	〇〇工区(No. 〇付近 L=〇m)の堤防盛土で、台風〇号において、裏法面被覆工が崩壊及び沈下の被害が発生したため、押さえ盛土等の緊急応急工事が必要となった。	工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・押さえ盛土 A=〇m³ (延長〇m、幅〇m、〇カ所) ・法面保護工(シート) A=〇m² (延長〇m、幅〇m、〇カ所) ・割栗石 A=〇m³ (延長〇m、幅〇m、〇カ所)

会社名	(株)〇〇建設
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

緊急応急工事対応	
<input checked="" type="radio"/> 可能	<input type="radio"/> 不可能

回答日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時
------	-----------------

	対応者		対応内容				
	対応責任者	対応技術者	着工可能日 時	着工可能日 における 派遣可能人員 (作業員) (人)	着工可能日における主要資機材の数量		
氏名	農林 太郎	農林 次郎			①	②	③
所属部署名・役職	本社 技術部 技術部長		〇〇日 〇〇時	10人	バックホウ	ボーリングマシン	コンクリート
電話番号(会社)	0XXX-XXX-XXXX				(3台)	(3台)	(100m ³)
FAX番号(会社)	0XXX-XXX-XXXX				2台	2台	100m ³
メールアドレス(会社)	****@***.***						
携帯電話	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX					
携帯電話メールアドレス	****@***.***	****@***.***					
土木施工管理技士		<input checked="" type="radio"/> 1級 <input type="radio"/> 2級					

【記載方法】

- ・「緊急応急工事対応」について、「可能」「不可能」のどちらかに「〇」を付すこと。
- ・「緊急応急工事対応可能」な場合は、会社名、住所、対応者、対応内容を記入すること。
- ・「緊急応急工事対応不可能」な場合は、会社名のみ記入すること。
- ・「土木施工管理技士」について、「1級」「2級」のどちらかに「〇」を付すこと。
- ・「対応内容」欄には、着手可能日における時刻・数量を記入すること。
- ・「回答日時」は、対応責任者が回答の発信時に記入すること。

緊急応急工事対応業者 特定基準

評価項目		評価基準	評価点数
	①緊急応急工事 着工可能日時	対応可能業者の中で最も早く現場着工が可能な業者に最大50点を与え、最も遅い業者は10点とする。 2番目以降の業者については、順位に応じて按分して求められる点数とする。 (例) 対応可能業者が8業者で、6番目に工事着工が可能な業者の場合： $50点 - 40点 / (8業者 - 1) \times (6番目 - 1) = 21点$	最大 50点 最低 10点
		対応不可能	欠格
着 工 可 能 日 に お け る 数 量	②派遣可能人員 (作業員)	対応可能業者の中で派遣可能人員(作業員)が最も多い業者に最大30点を与え、最も少ない業者は10点とする。 2番目以降の業者については、派遣可能人員(作業員)に応じて按分して求められる点数とする。 (例) 対応可能業者が8業者で、6番目に派遣可能人員が最も多い業者の場合： $30点 - 20点 / (8業者 - 1) \times (6番目 - 1) = 16点$	最大 30点 最低 10点
		対応不可能	欠格
	③主要資材の量	主要資材の調達が可能業者	10点
		主要資材の調達が半数以上可能な業者	7点
		主要資材の調達が半数未満可能な業者	3点
		対応不可能	欠格
	③主要機材の量	主要機材が最も多い業者	10点
		主要機材が最も多い業者の半数以上の業者	7点
		主要機材が最も多い業者の半数未満の業者	3点
		対応不可能	欠格

※小数点以下は四捨五入とする。